

淀川水系 流域委員会

環境・利用部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

No.1-2

合併号 2003年5月発行

平成15年3月8日(土)第1回環境・利用部会、
平成15年3月27日(木)第2回環境・利用部会、
が開かれました。

CONTENTS

第1回環境・利用部会の内容	1
第2回環境・利用部会の内容	5
第2回環境・利用部会の資料より抜粋	16
これまで開催された会議等について	19
環境・利用部会委員リスト	20
配付資料リスト	21
配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ ご意見受付	22



第1回 環境・利用部会の内容

部会長からのあいさつ、委員の紹介が行われた後、部会長代理の選出が行われました。

その後、今後の検討事項およびスケジュールに関する意見交換、および河川管理者から提出された淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換が行われました。



第1回環境・利用部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年3月8日（土）16：30～18：40

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員22名、他部会委員2名、オブザーバー1名、河川管理者18名、一般傍聴者61名

1 決定事項

- ・環境・利用部会の部会長代理として中村委員が決定した。
- ・短時間で効率的に議論を進めるために3つの検討班（自然環境、水質、利用）を設置することが決定し、リーダーとメンバー構成が以下の通りに決定した。なお、欠席された委員（下線の委員）については、後日、所属について確認した上で最終決定とする。
自然環境：川端委員（リーダー）、西野委員（サブリーダー）、江頭委員、紀平委員、小林委員、
田中（真）委員、谷田委員、寺川委員、長田委員、松岡委員、吉田委員、鷲谷委員
水 質：宗宮委員（リーダー）、川上委員、田中（哲）委員、中村委員、原田委員、三田村委員、
矢野委員、和田委員
利 用：榎屋委員（リーダー）、有馬委員、井上委員、倉田委員、服部委員、細川委員、
楨村委員、山村委員、山本委員、渡辺委員
- ・次回の部会（3/27）は当初部会が予定されていた時間（15:30～17:30）の前半2/3で検討班を開催し、後半1/3で第2回部会を開催する。それまでにリーダーを中心に各担当分野について班毎に検討内容を詰めておく。
- ・4月中に1～2回程度部会を開催する方向で日程調整を行う。

2 審議の概要

部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつ及び委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1 決定事項」参照。

部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要（暫定版）」、資料2「テーマ別部会に

ついて」、資料2補足「環境・利用部会の今後の進め方（案）」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュール、検討班の設置等について説明が行われ、上記「1 決定事項」の通り決定した。主な意見については、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「説明資料（第1稿）質問の回答」、3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの環境及び利用に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 主な質疑応答と意見交換

部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要（暫定版）」、資料2「テーマ別部会について」、資料2補足「環境・利用部会の今後の進め方（案）」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュール、班分けなどについて説明が行われ、上記「1 決定事項」のとおり承認された。主な意見は次の通り。

主な意見

・ダムについては検討班を別に設けてはどうか。自然環境班の中に含めると議論が散漫になる恐れがある。

ダムは社会的反響が大きく、提言の中でも象徴的に扱われがちな問題だが、特にダムを扱う部会がない今の体制では十分な審議ができない危惧がある。せめて部会でダムのみ議論する場を1、2回設けてはどうか。

各検討班での議論において、1回はダムとの関わり限定して議論してはどうか。

ダムは全体に関係する問題なので、まず各班がそれぞれの視点で議論して部会でその結果を持ち寄り審議してはどうか。最終的には委員会では他部会からの意見も含め総合的に議論される。（部会長）

検討班及びこの部会では、ダムも川も含めて示された整備計画の内容が自然環境の復活や再生の方向に合っているかをチェックすることがポイントになる。（部会長）

ダムの問題を含め、この部会だけでは完結しない問題が多い。どこまで議論できているのかをきちんと整理して委員会に持ち込むことが重要である。

各部会でそれぞれに議論した場合、後に整合性の問題が出てこないか。議論を共有できる場をつくりながら審議を進めた方が良い部会によって違った意見が出てしまうことを心配している。



委員会が1月に提示した提言が大前提としてあるので、考え方が大きく違ってくることがないはずだ。またテーマ別部会で議論された内容は、その後、地域別部会の視点で議論される。(部会長)

- ・メーリングリストをつくるなど、班のメンバー同士が双方向で議論できるよう工夫してほしい。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「説明資料(第1稿) 質問の回答」、3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの環境及び利用に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。主な意見と質疑応答は以下の通り。

主な意見と質疑応答

- ・琵琶湖の水位の試験運用について、制限水位は変えずに、制限水位に至るまでの水位の移行パターンのみを変えようというやり方(資料3-2-3(環境・利用部分の16頁))では、現在指摘されている魚類の産卵への影響等に対する効果は上がらないと考えられる。現行の法律の下での難しさは承知しているが、検討課題として、洗堰操作規則変更以前に戻すことも視野に入れるべき。

資料3-2-3(環境・利用部分の16頁)は、制限水位がある場合、そこに至る下げ方の改善を図ることを目的とした試験運用のイメージとして紹介した。琵琶湖の水位低下の頻度が高くなっていることに対しては、制限水位の高さやその時期(6月15日)の変更も検討の対象になると考えている。その際には、治水上のデメリットを含めた検討や関係者との調整が検討過程や試験運用の実施において必要である。(河川管理者)

- ・琵琶湖について、地下水の調査研究を進めることも、瀬切れなど河川環境の改善につながる可能性がある。水の循環系を変えることによる弊害についても検討が必要だが、上流で浸透流として地下に入る水を地表に戻すことなども含め、総合的な検討をしていただきたい。

河川の縦横断方向の連続性の確保と回復の観点からも流水の回復は大変重要だと認識している。地下水の流れを変えた場合の影響などを含めた検討が必要と思っている。(河川管理者)

地下水の問題は様々なものを含んでいる。データも十分でないため、今後もデータを集めていく必要がある。(部会長)

- ・資料3-2-3(環境・利用部分の13頁)に家棟川ピオトープの試験施工という説明があったが、どういうものを指してピオトープといわれているのか教えていただきたい。淀川で穂谷川の合流点につくられているものを見たが、ピオトープという言葉の使い方に疑問がある。

厳密な定義を持っているわけではない。穂谷川の合流点では、横断方向の修復の一部として単調だった地形を従来の河原により近い複雑で多様な状態にすることで自然に川の生物などが生息することを期待し、あえて植物を植えたりはしていない。(河川管理者)

家棟川では積極的に人の手を入れる考え方で、植物などを植えている。(河川管理者)

家棟川の事業は、全く植物がないところに土を盛り水路を作り湖岸に生育するような植物を植えて、人が手伝いながら自然度の高いピオトープをつくることを目指した試験的なものである。

- ・説明資料(第1稿)の5章で様々な事業名や地名が記載されているが、実際にどのようなこと

が行われているのか実情がわかるような説明がほしい。

5章で記されている全事業について具体的な整備内容を記した個票(資料3-2-3の環境・利用部会部分の22頁以降に一部掲載)を作成中であり、でき次第、委員宛に送付したい。(河川管理者)

- ・意見No.61への回答によると、河川敷のグラウンド等や河川公園は法律に基づく指定や国の許可を受けているようだが、河川公園やグラウンド、ゴルフ場などが高水敷に設けられるようになった経緯を教えてください。

昭和40年に河川の高水敷をスポーツ施設等で有効利用しようという決議が国会でなされたことを受けて、国営公園事業という制度に基づき淀川でも河川敷の公園の整備が進められてきた。法律的には都市公園法に基づいている。ゴルフ場については、大阪府が管理していた昭和30年代に占有の許可があり、昭和39年新河川法のもと国が引き継いだ。一部の人のみの利用にならないよう公共化したり、また面積も縮小してきている。(河川管理者)

- ・ダムに関する回答の説明がなかったが、他の部会で説明されたのか。

ダムについては、再編に関する説明は治水部会で行ったが、環境に関係する部分はこの部会で説明すべきだった。回答内容は配布資料に記しているのでもちを参照頂き、改めて説明が必要な場合にはまた説明させて頂きたい。(河川管理者)

- ・治水の部分(資料3-2-3の治水部会部分の20頁)で、応急的な処置が必要な堤防については堤防上の道を舗装し中にブロックを入れるといった工法が紹介されているが、治水面ではそれでよくても、環境や利用の面ではどうなのか。利用面で言えば、堤防の土道を多くの人がウォーキングなどに利用されているので、舗装してほしくない。この件は治水の観点からだけでなく、環境や利用の面からの検討も必要である。

- ・次回の部会での検討に当たって、資料3-3の環境及び利用の該当箇所をご覧頂き、各自で論点を中心に検討しておいてほしい。(部会長)

以上



説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第2回 環境・利用部会の内容

自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）の論点について意見交換が行われた後、それぞれの内容に関して部会全体による審議が行われました。



第2回 環境・利用部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木）15：30～17：45

場 所：国立京都国際会館 1階 アネックスホール2（自然環境班、全体会議）/

2階 Room B - 1（水質班）/ 2階 Room B - 2（利用班）

参加者数：委員23名、他部会委員7名、オブザーバー1名、河川管理者17名、一般傍聴者106名

1 決定事項

- ・自然環境班および利用班では、次回部会にむけて、整備計画に書かなければならないことや説明資料の修正等についての意見を提出する。

2 審議の概要

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

部会の前半で自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて審議が行われ、その後全体で審議が行われた。

< 検討班に分かれての審議 >

各班で資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』（以下、説明資料（第1稿））検討の論点について」をもとにリーダーより本日の論点についての説明が行われた後、意見交換が行われた。班毎の審議の内容については、「4 主な意見」を参照。

< 全体での審議 >

各検討班のリーダーより各班での検討内容について報告が行われ、その後その内容についての意見交換が行われた。また、班別で検討する体制について、意見の整合性をとる必要がある等の意見が出た。主な意見については、「4 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取(全体会議にて実施)

一般傍聴者1名より「自然はデリケートなので河川環境の修復のための事業は、一気に施行せず成果を確認しながらゆっくりと少しずつ行ってほしい」との発言があった。

3 今後の予定

第3回環境・利用部会を4月10日(木)13：30～16：30、第4回環境・利用部会を4月17日(木)13：30～16：30に開催する。

4 主な意見

部会の前半で自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて審議が行われ、その後全体で審議が行われた。

i) 検討班に分かれての審議

a. 自然環境班

「提言の内容が説明資料（第1稿）に反映されているかどうか」という点に関して、意見交換が行われた。

- ・説明資料（第1稿）の「3. 河川整備の基本的な考え方として」には、「河川環境にこれまで及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の修復を図る」とあるが、提言では「これ以上生物種を減少させない」「人間の生存に必須のものである生態系の機能をこれ以上低下させない」といったことも記しているため、これらを意識して河川環境の修復を図ることを補足したほうがよい。

その点については十分に認識している。文言の修正については、検討したい。（河川管理者）

- ・「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という提言の理念が反映されているかどうか、お聞きしたい。

十分な記述内容とは言えないが、説明資料（第1稿）の全体を通して、意識している。例えば、5.1.2の「情報の共有と公開、住民との連携・協働」では、主に河川レンジャーに限定して書いているが、当然、住民団体やNGO、NPOとともに連携していきたいと考えている。（河川管理者）

- ・「人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする」という理念が反映されているかどうか、お聞きしたい。

意識はしているが、説明資料（第1稿）では明確には記述していない。モニタリングを行って、その結果をフィードバックしながら河川整備を進めていくという考え方は、「川が川を創る」ということを踏まえた考え方だと思っている。（河川管理者）

従来が多自然型川づくりでは、年度内の予算を100%使い切って整備を行っていたが、今後は50～70%の予算で整備を行い、あとは自然の回復力に任せて、自然のタイムスケジュールで回復を行っていく必要がある。年度予算という縛りの中では難しいことかも知れないが、検討すべきだ。

修復、回復を余り意識しすぎると箱庭的なかつての発想に戻ってしまいそうな気がする。

従って、ダイナミックな自然を常に意識して整備をしていく必要があり、その延長線上に、少しだけ手を入れ、あとは自然に任せるといった考えがある。

手をつけるところと手をつけないところを分ける。手をつけるところでは、手をつけないところで起こっていることを注視しながら対策を行うことが重要だ。

- ・現在の河床は治水を重視した河床高であるが、これを基準として、砂や水の連続性の回復といった自然環境の修復を考えていくのか。

例えば、現在の河川の横断形状では堅固な構造のものがあり、半永久的に形は変わらないため、手を加える必要がある。しかしその場合でも、全部人が行うのではなく、少し手を加えて、後は自然の成り行きに任せたいと考えている。(河川管理者)

- ・現在の河川は横断的にも縦断的にも分断されているが、今は今なりの自然環境が育っているところもある。河川環境を修復していく際には、現在育ちつつある河川の自然環境を「環境保全・回復」の名の下に新たに破壊することがないように考慮して頂きたい。

今ある環境を新たな環境のために破壊してしまうことのないように意識はしている。そのために、モニタリングとフィードバックを事業の実施前だけでなく、実施中、実施後にもやっていかなければならないと考えている。(河川管理者)

- ・提言では「河川環境の保全・回復」となっているが説明資料(第1稿)では、「河川環境の修復」と記述されている。今ある環境を大事にすると言うことも考えると「保全・回復」の方が良いのでは。

- ・人間は「川が川を創る」のを手助けするだけなので、「河川環境の保全・回復」ではないか。「修復」では主体が人間になってしまう。自然を「回復」する際には、住民と協働でやっていくという意識を持って欲しい。

- ・説明資料(第1稿)の「4.2.1 河川整備の方針」には、「縦断方向においては、生物の遡上や降下が容易にできる河川横断工作物の改築・新設を検討する」とある。これは、わざわざ、ダムや堰を新設する必要があるということなのか。

仮に河川横断工作物を新設する場合には、生物の遡上や降下を考慮するという意味で記述した。(河川管理者)

生物の遡上や降下のためには、河川横断工作物がないことが最も望ましい。現在の記述では、横断工作物の新設を推進していくように読める。修正すべきだろう。

- ・ダムを計画する際に必要なこととして提言に記されている「自然環境への影響・改善策」が、説明資料(第1稿)では具体的に言及されていない。どのような影響があり、それをどのように改善していくのかを、明確にする必要がある。

- ・時代や価値観が変化すれば、河川整備の理念もその場、その場で変化していく。やはり、人間から川を見るのではなく、川からの視点によって河川整備を行っていかなければならないのではないかと。説明資料(第1稿)には、砂や水の連続性の回復について記されているが、人から見た連続性なのか、それとも、川から見た連続性なのか、曖昧だ。

- ・健全な水循環についても明確に記述していただきたい。具体的な河川整備の中に活かすのは非常に難しいかもしれないが、視点としては重要であるのでどこかで入れて欲しい。

- ・提言が対象としている直轄河川以外についても何らかの言及が必要。例えば、琵琶湖に流入する河川には、滋賀県が管理する約20箇所のダムがあるが、これらの貯水量は丹生ダムと匹敵し、琵琶湖の治水、利水、環境に大きな影響を及ぼしている。直轄外の河川が持っている

影響力をどのように考慮していくのか。検討する必要がある。

- ・説明資料(第1稿)の4章、5章に記述されている内容について、これが載っていないのは何故か、このようなイメージでは良くない、このような書き方をして欲しいなどの具体的な内容について委員から意見を出して、それをリーダーの方でとりまとめて次回議論してはどうか。

* 総括(サブリーダー)

- ・まとめとしては、理念について「様々な主体の参画という理念が抜けている」「自然が自然をつくる、川が川を創るという点が十分書かれていない」「生態系の構成要素と機能の保全と言う点が欠けている」などの他、「川から見てどうなのかという視点」「保全・回復と修復とは異なっていてその識別が欠けているのではないかと」「環境の名において環境をつぶしている」「自然のタイムスケジュールで回復を目指すべき」「自然環境への影響・改善策について計画中のダムについて言及されていない」「直轄河川以外の問題についても、ある程度言及が必要ではないか」等の意見が出された。

- ・次回の自然環境班では、より論点を中心に具体的な意見を出して頂き、それらを集約して、次回の部会で議論する。(サブリーダー)

b. 水質班

リーダーより、資料2-1「『説明資料(第1稿)』検討の論点について」の水質班の論点の部分について説明が行われ、意見交換が行われた。

リーダーからの説明

- ・資料2-1、12ページに主な論点を挙げた。基本スタンスの妥当性、論点や問題点に抜けがないかどうか議論いただきたい。(リーダー)

論点について

- ・5つ論点がある。1つ目は、琵琶湖と淀川を分けて考えるということ。動いている水と止まっている水を分けて考えるべきである。2つ目は、単なる科学的な指標だけではなく、密接に関わる生態系との関係も含めて広く捉えて考えること。3つ目は、微量化学物質や病原性微生物など安全性の問題。4つ目は、大阪湾からみた琵琶湖・淀川水系という視点。5つ目は、底質を含めて水質を考えること。
- ・管理体制の具体論が必要ではないか。
- ・河川管理者にできること、できないことを具体的に議論するのはどうか。

河川管理者ができる範囲が説明資料(第1稿)の内容である。川の中の水質や底質の監視やモニタリングは主体的に進めることができるが、流域全体については、こちら側だけでは決められないという事実があるので琵琶湖淀川水質管理協議会(仮称)を作って流域全体を考える場にしようとしている(河川管理者)



- ・河川管理者が、水質の管理や監視を定常的にできるかどうか。これが河川整備計画に盛り込めるかどうかポイントになるだろう。（リーダー）

水質を考える視点について

- ・琵琶湖と河川を分けて考えるべき。動いている水と止まっている水を分けて考えて水質も考えるべきである。
- ・広い意味での水質を考える必要がある。従来の、フィジカル、ケミカルな水質、BODといった指標で測る水質だけでなく、プランクトンの異常増殖など生態系との関係も含めて水質を考える必要がある。
- ・大阪湾に与える影響も踏まえて琵琶湖・淀川水系を考えるという視点が必要。
- ・底質も含めて水質を考える必要がある。河川の停滞水域では、底質が水質に大きく影響している。琵琶湖では、表面の水質が改善傾向にある反面、底質環境が非常に悪化している問題がある。

水質管理・監視について

<管理のあり方>

- ・水質管理の目標をどこにおくかが問題である。これからの水質管理は、単に水質指標の項目さえ満たせばよいというのではない。考えなくてはいけない水質のイメージについてどこかで触れておく必要がある。
- ・管理の対象として、現時点での水質への影響は確認されていないが、将来的に影響を及ぼす可能性のあるものについても考えておく必要がある。
- ・微量有害化学物質や病原性微生物の問題を流域全体でどう考えるか。監視のあり方も含め河川管理者として新たな枠組みで考えていく必要があるだろう。
- ・全流域を管理するとなると、きめ細かい基準が必要だと思うが、今の管理体制はそれに対応していない。従来の毎月1回定点で測ったものを1年間平均で見るという方法では今後の管理はあり得ない。

河川の水質を管理・監視するには、公害の時代の管理レベルではなく、日・時間・分単位での危機管理も念頭に置いた管理が必要ではないか。既に淀川の両側に入っている光ファイバーの有効活用などが考えられるのでは。（リーダー）

- ・洪水時、渇水時にはダム統管理所で水量を管理しているが、水質の管理にあたる平水時の管理はどこもされていない。平水時についても水系全体を見渡せる統管理を考える必要がある。

平水時について、自然流況に近づける水位管理を「検討する」と記しているが、それが水質につながるという発想は抜けているかもしれない。（河川管理者）

- ・水質管理において、新しい仕組みを一から作り上げるには限界がある。すでにある琵琶湖淀川水系水質管理機構などをうまく取り込んで仕組みを作ることが重要である。
- ・管理・監視の中身を、水質汚濁の予測や予防といった観点にまで発展できればよいと思われる。

<監視について>

- ・この数十年で非常に進んだ開発や農業の変化など、流域での急激な社会変化が水質調査の地点に反映されていない。
- ・水質調査は地点のみではなく、24時間リアルタイムで監視するなど時間軸においても強化が必要である。その際には府県まで連携して流域全体で進めてほしい。

24時間管理については、水質の自動観測装置が既にあるのでこれを増やしていくという方向性はある。しかし、水位ですら調査ポイントがまだ少ない実態があり、目指すべき方向とは考えるがすぐに全て実現することは難しい。（河川管理者）

- ・公害時代の水質基準から脱却せねばならない。BOD、CODなどの指標重視には疑問がある。自動測定装置についても、公害対策を念頭にいたものとなっている。それでは環境管理はできない。（リーダー）
- ・これまでの河川行政においては、水質について、農業や水泳などの目的に応じた目安は持たれているが、強制力はなかった。

<住民との連携>

- ・ある物質に対する閾値は生物によって大きく異なるため、基準値は意味がなくなる。そういう意味で、川と密接に関わっている人々の意見を無視しないことが重要であり、早めの対策が可能となる。住民の声を重視した管理をお願いしたい。

住民の自発的な水質モニタリングは面源対策にとって重要である。今提案されている河川レンジャーも水質管理に大いに活用すべき。

<琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について>

- ・提案されている琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について、これまでの協議会を考えると、データを共有するが評価はしない組織になりやすいと気にしている。

説明資料(第1稿)で記している水質管理協議会については3つの柱がある。1つが、水質事故対策（短期）、2つ目はモニタリングや水質汚濁のメカニズム解明（中長期）、3つ目は住民参加である。（河川管理者）

これまでの組織と性格が異なるのであれば、その内容をもう少し詳しく記してもらいたい。整備計画については、計画策定後も進捗をチェックする組織を置き監視頂く構造にしているので、この協議会についても、内容をチェック頂ければと思う。

水質の目標について

- ・「その川の魚が食べられる」水質に戻すということが一つの目標だと思う。非常に難しい問題だが、そこに向かって進めていくことが水質の一つの目標ではないか。
- ・水質については川の中だけでは解決しない問題が多いが、河川管理者にできることもある。例えば、ダムの建設や川から瀬や淵を無くして直線化したことは水質を悪化させた。このような部分に対しては、河川管理者にもできることがあるのではないか。

水質との因果関係については記していないが、瀬や淵の復元については、河川形状の項目に施策として記している。(河川管理者)

- ・すべてを一律の基準にする必要はなく、川や地域によって基準が変わってもよい。(リーダー)

* 総括 (リーダー)

水質モニタリング、管理機能を充実させる必要がある

人の生命・健康をベースとした管理から、環境・生態系を考慮した管理への転換。

河川行政としてできる範囲のことを詰めておく。

大阪湾と淀川の水質汚濁の関連性、上流と下流の相互関係を把握する。

河川水の安全性確保の体制を考える。

住民の声を吸収できる仕組みづくりを考える。

河川管理者としての独自の水質基準をつくれないうかを検討する。その場合、地域ごとに基準を変えてもよい。

c. 利用班

リーダーより、資料2-1『説明資料(第1稿)』検討の論点について」の利用班の論点の部分について説明が行われ、意見交換が行われた。

説明資料(第1稿)の項目、内容について

- ・提言に盛り込まれている水陸移行帯や漁業、砂利、諸権利の話が説明資料(第1稿)にないが、これらの件に対して河川管理者はどのように考えているのか。

漁業に関しては1項目設けるかどうかの議論が現在進行中である。砂利などについては記載するのは難しいと思うが、内容を整理中である。

利用班の検討範囲について

- ・河川区域の中だけでなく周辺の利用も含めて議論するかどうか、明確にすべき。自治体の総合計画の中には河川敷の利用も含まれており、利用を縮小するなら自治体の計画を改定してもらわなければならない。周辺の土地利用と非常に関係が深いため、河川区域だけで議論しても話は完結しない面があるが、どこまで議論すべきなのか。たとえば河川法では堤内地についても保全区域の指定ができるので、保全区域の指定をして、そこについては一定の利用制限をする等も考え得ると思うが、保全区域に関しては説明資料(第1稿)には入っていない。

説明資料(第1稿)で述べられている「水面利用協議会」「利用委員会」には自治体等も入って協議しなければならないのではないか。

- ・利用の議論では高水敷のことばかりが話題に



なっているが、グラウンド等の利用が進んでいる猪名川では堤防の斜面でさえも自然を求め住民が利用できる大事な場所となっていることも考慮してほしい。

河川利用委員会(仮称)などの組織について

- ・説明資料(第1稿)で河川利用委員会(仮称)や水面利用協議会等利用をコントロールする組織について述べられているが、まず、このような組織を設置するのかということ、そしてその位置づけや名称について先に議論をまとめた方がよいのではないか。
- ・「水面利用協議会」といっても水面以外の部分も問題になってくるはずであるから、水面利用という表現は適切か。
- ・「水面利用協議会」「河川利用委員会(仮称)」等を記述した趣旨は？

水上バイク等の淀川での利用により騒音等の苦情が出ていることから、その対策にあたる淀川水面利用協議会を既に設置しているが、阪神大震災の経験から緊急物資の輸送に舟運が有効であるということで、今後の舟運について検討するにあたっても既存のこの協議会を活用することを考えている。これらは水面利用ということで整理させていただいている。また、高水敷の利用に関しては、基本的には縮小していく方向であるが、様々な立場の方の意見を聴き対立を調整する組織として河川利用委員会(仮称)の設置を考えている。(河川管理者)

河川に関わる自治体も含めて広く利用を考える協議会ということか。(リーダー)

説明資料(第1稿)では沿川自治体もあげているが、構成メンバーについてはまだ検討中であり、学識経験者や都道府県単位の大きな視野で考えられる方に入っていただく、地域住民は委員として参加ではなく案件ごとに意見を聴く場を設ける、等を考えている。(河川管理者)

これまで河川の利用は河川管理者に任せながらもその裁量でできることは少ないという実態があったのではないと思うが、河川利用委員会等を設置するのであれば、様々な関係者を取り込んで総合的な判断のできるリバー・オーソリティーのようにすべき。また、それ以前に現行の法律を改正しなくてもいいような委員会の構成にしてほしい。

河川毎に委員会を設置するとグラウンド等に利用したいという意見が強くなるのではないかと。上流から下流まで様々な価値観があると思うが、ここはだめだがここは可能であるなど全体を調整する委員会のような場が必要だ。全体を見通す委員を各河川の委員会に入れるということだが、全体の中でどう捉えていくのか。

基本的には提言の理念に沿ってグラウンド等の施設は縮小する方針で考えているが、実際には沿川の住民や自治体からの要望が強く、上流から下流まで一律でグラウンド等の施設を毎年 % ずつ縮小するというのは、現状を踏まえると少し乱暴ではないかと考えている。そこで、地元からの申請があった場合や現在許可している施設の更新時期がきたときに、利用委員会のような場で大局的に見てもらえる学識経験者の方々や申請者の意見を聴き、最終的には委員会ではなく、河川管理に対して責任がある河川管理者が判断する。一律の理念の議論ではなく、個々の事情に応じた議論になってくると思うので、水系全体で会議の場を持って議論にはならないと思う。地元のことをよく知っている人たちやその河川に造詣の深い方々が集まった意見交換でないともまずいのではないかと考えている。全体的な考え方は、整備計画をチェックする流域委員会のような場で議論していただきたい。(河川管理者)

提言では、高水敷の利用に関して、基本的にはグラウンド等をつくるのは望ましくないが、現実としてグラウンド等がたくさん整備されているので、今後のあり方は検討していくということを書いた。それに対する国土交通省の答えが、河川利用委員会（仮称）をつくって検討するということであり、提言の原理原則がこれで貫かれると思うので、問題ないと思う。

- ・水上バイクの問題は、河川管理者側がそのような利用を促進しうる状況をつくっていたからこそ起きてきた問題であり、利用者側だけの責任のように話すのはおかしい。管理者側にビジョンが足りなかったために問題となったのであり、この河川敷利用に関してもただ話を聴いて対応する、ではビジョンに欠ける。

流域委員会で現在つくっているものが、例えば河川の環境保全というビジョンになるのではない。ただ、そのビジョンだけでは不十分であり、ビジョンにあった利用かということを検討できるようなガイドラインが必要だ。例えば、調査に基づいた貴重な生態系の資源目録をつくり、保全すべき地域をランク付け、それに基づいて利用の可否を判断するようなガイドラインを作成することが考えられる。

これまで河川管理の側としては、グラウンド等の利用を促進してきた。その意味で、今回提言を受けて方向転換をせまられており、葛藤を抱えながら進めている。今後、河川利用委員会等で意見を聴いて個々の事例に対応していく中で、ガイドラインのようなものも出てくるかもしれないが、すぐには出てくるものではないと思う。進めていく中で問題が出てくるかもしれないが、それはこの流域委員会のような組織にフィードバックして、意見や指導を受けながら進めていきたい。（河川管理者）

- ・議論を聞いていると、今ある高水敷のグラウンド等は温存しながら縮小を考えているような矛盾を感じる。利用協議会などは、温存のためのもののように思える。国営河川公園は都市公園であるということだが、縮小は可能なのか。

これまでは都市公園はグラウンドや芝生公園である、という考え方をしてきたが、淀川河川公園として、水辺の自然公園的な河原の整備へと方向転換することは可能である。提言ではグラウンドやゴルフ場について縮小すべきとは書いておらず、ただ新規の整備は認めるべきでないとのみ述べられているのに対し、整備計画は一步踏み込んで今あるものも縮小していくことを基本とするとしている。（河川管理者）

- ・自治体が出している意見収集等を見ると、提言と対立する意見が大半である。このように意見の食い違いが大きい場合、合意形成や社会的な理解を得ていく場としても協議会のような組織は必要だ。

利用派の声が大きいためにその意見が多数派であるように思われがちであるが、アンケート等を見ると実際にはむしろ自然保全派が多いことがわかる。声の大きい人の意見だけが通らないよう、協議会等での適正な判断ができるようにすべき。

対立する住民の問題をどのような手法で解決するかということは、住民参加部会で議論されている。住民参加部会の提言も参考にしてほしい。

本日は話された利用委員会等に関し、具体的な人選や運営のあり方等を含め意見のある委員の方は具体的な代替案があれば文書で提出してもらい、それをもとにまた議論することにしてはどうか。

その他

- ・利用の申請というのは、個人でもできるのか。行政でなければならない等規定はあるのか。
河川敷に関しては河川敷占用許可準則で申請主体について定められており、個人の利用は認められていない。（河川管理者）
- ・利用を考える時、環境とともに安全性も忘れるべきではない。
- ・淀川の河川敷で遊んだ人からは料金を徴収し、それを上流の保全へ還元するような仕組みを考えていかなければいけない。
- ・整備計画（第1稿）を見ると、舟運については淀川ではある区域について実施となっているが、琵琶湖から大阪湾まで繋ぐくらいの夢がある部分をどこかに残して欲しい。舟運になるのか水遊びになるのかわからないが、営業用の船ではなく個人が例えばカヌー等で琵琶湖から大阪湾まで行けるようになると、人々にもより川に親しんでもらうことができる。
説明資料（第1稿）における舟運に対する考え方を次回の部会で説明したい。（河川管理者）

ii) 全体での審議

各検討班のリーダーより各班での検討内容について報告がなされ、その後その内容についての意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

全体の内容について

- ・説明資料（第1稿）は「水辺移行帯」、提言では「水陸移行帯」という言葉が統一で使われている。混乱がないよう統一すべきではないか。
提言では、とりまとめの段階で「水陸移行帯」と表現する方が学問的に正しいのではないかと意見を聞いて統一したと記憶している。説明資料（第1稿）のなかに「水辺移行帯」が「水陸移行帯」と同義である旨の注記を入れて頂ければいいのではないか。
- ・資料2-1にも記したが、提言と説明資料で同じ言葉を使ってもそのイメージがずれているのではないかと危惧がある。河川管理者に、例えばピオトープ、ワンド等の言葉について、どのような定義で使われているかを明確にして頂く必要がある。
- ・環境を維持するための水、流量というものをどのような基準で考えるのかが重要な論点であると考えている。川の砂が動くか動かないかという流量が一つの目安ではないかと個人的には考えている。
検討班でそれぞれ議論頂き、それを全体に持ち寄って議論したい。（部会長）
- ・最近泡を消す薬剤を使って洗剤をつくっているため、琵琶湖の水は一見きれいになっているように見えるが、貝や水生昆虫は少なくなっていることを知った。水質を考える際に重要であるこのような情報を持ち寄って議論すべきだ。
- ・河川区域だけに目を注いだのでは上手くいかないのではないかと。堤内地（河川の外）も含めた検討が必要ではないか。提言にも記しているが、説明資料にはあまり記載されていない。この辺りも検討をお願いしたい。
- ・例えば行政と住民が共有できる河川の保全方向の具体的な例として、河川条例等をつくっていくべきではないか。

各検討班の議論について

- 水質班の議論について意見だが、水質に関して、説明資料(第1稿)では具体的な整備内容として、選択取水の実施や深層曝気の検討などが挙げられている。このような設備については、既に設置された事例の有効性について検証しておくべき。

本日の水質班では、基本的なスタンスについて議論したので、個々の具体策については触れていない。将来の具体策を出す場合には、効果の高いものから進めることになると考えられるため、その際には評価も入ってくるだろう。(リーダー)

- 水質班の議論について質問だが、川の生態系が持っている浄化機能に関係する議論はされたのか。

今日は具体論には入っていないので、そこまでの議論は行っていない。(リーダー)

進め方について

- 検討班別の審議において、横の連携性が見えていない状態で議論が進められているように感じる。各検討班の横の連携性について、環境・利用部会で総合的な整合性をもたせる必要がある。例えば、河川利用委員会(仮称)へ利用の申請が出てきたときには、提言にある河川環境自然再生計画の観点とどうリンクするのが見えない。

保全と利用とを分けて議論すると分化してしまう恐れがある。説明資料(第1稿)にある「利用委員会」も利用を推進するような感じがするので、「利用と保全に関する委員会」などに変更して、利用と保全の双方の関係者が入って調整する方向がよい。(委員長)

利用班の審議の中で、利用委員会の審査の過程での住民参加のシステムについて議論になった。これは住民参加部会でも議論していたことだが、部会間の連携が無いために利用班では一から議論が進むことになる。横の調整が必要ではないか。

- 環境と利水、治水との関係性を踏まえて議論を進める必要があるため、この部会として、他部会と情報を共有して新しい議論の場をいつ、どのようにするかを明確にした方がよいではないか。
- ダムに関して、どのような考え方で進めていくのか考えておくべきではないか。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第2回環境・利用部会の資料より抜粋

第2回環境・利用部会では、3つの各検討班に分かれて、資料2-1『「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の論点について』について意見交換が行われました。

自然環境班の論点

	提言	論点(案)
計画のあり方、整備内容	<p>3-2 新たな河川環境の理念</p> <p>現状認識</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然生態系は大きく破壊され、人そのものの生存すら危惧される状態 一つの要素に対する影響は連鎖的に他の要素にも影響を及ぼす 健全な生態系なくして人類の未来はない 河川・湖沼の環境悪化が歴史・文化的環境をも大きく劣化させ、将来における人の生存基盤を脅かすに至っている <p>理念転換</p> <ul style="list-style-type: none"> 「これ以上生物種を減少させない」、「人間生存に必須のものである生態系の機能をこれ以上低下させない」の決意で、河川環境を保全・回復 さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む 川に親しみ、川に学べる「美しい風景」、「きれいな水」、「豊かな生物の生息」など、「魅力ある川」をこの水系各地に実現 治水・利水・利用事業においても、「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」に転換する 人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする 	<ul style="list-style-type: none"> 理念は概ね反映されていると考えてよいか
	<p>4-2 河川環境計画のあり方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境悪化の要因は、人間の活動、河川整備、河川管理、および複合的なものであり、これらを極力除去 1960年代は、多様な生態機能を発揮する移行帯、ダイナミックに変化する自然の中での多様な生物、変化に富む水辺、豊富な漁獲、水辺の遊びなどが存在 今後の河川整備の目標として1960年代前半頃までの河川環境を強く意識 	
	<p>(2) 河川環境計画策定上の留意事項</p> <p>1) 川や湖の自然のダイナミズムを許容する河川整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然のリズムに従った水位操作 河川の縦断・横断方向の連続性回復 ダム、堰で遮断された土砂の供給を回復 なだらかな水陸移行帯の保全、修復 琵琶湖の湿地、内湖の環境改善、復元 琵琶湖の健全な水循環の保障 ダム、堰における連続性の確保(魚道の設置、堰の撤去など) 河口域での土砂供給管理による干潟再生 <p>⋮ (後略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> さらに具体化が必要な項目があるか 整備内容のメニューはこれでよいか(追加、削除など) <p>⋮ (後略)</p>

水質班の論点

水質班論点

(1) 全体的な方向性について

河川整備計画のなかに、提言で述べている「水質を監視、管理する」という方向性が出されているのか

(2) 水質の目標について

具体的な目標の設定の可否

具体的なイメージ：全体的な目標、河川管理における目標等

肌に触れ、戯れうる水 豊かな生態系を維持、等

設定の仕組み（誰が、どのように決めるか等）

(3) 住民を巻き込んだ情報共有について

具体的なイメージ

統合的流域水質管理システムの構築

役割分担（河川管理者、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）、住民、自治体等が行うべきこと等）

(4) 施策の具体的検討

琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）：

琵琶湖の水質保全対策：水辺移行帯、ビオトープの効果、代替案等

ダム湖の水質保全対策：効果、代替案等

河川の水質保全対策：効果、代替案等

流水保全水路の意義、効果の評価

(5) その他

利水面から見た水質の検討（利水部会との連携）

地域性特性に応じた管理のあり方

利用班の論点

(1) 利用に関する検討のメモ

考え方

各検討事項の優先順位をどう考えるか、どこまで関わるか

検討順位

1. 当面、早急に検討を要する事項はなにか

- ・ 早急に対策実施が必要な事項は？
- ・ 早急に方針決定が必要な事項は？
- ・ 処理のスケジュールは？

2. 上記以外の事項の取り扱い

整備計画の内容にどこまで関わるのか

整備計画の実施状況あるいはその結果にどう関わるのか

検討事項

I. 提言書の項目（大項目のみ）

1. 現状認識

2. 理念

3. 計画のあり方

- ・ 基本的な考え方
- ・ 水域利用
- ・ 水陸移行帯利用
- ・ 高水敷
- ・ 堤外民地の解消・不法占拠
- ・ 産業的な利用
- 1) 舟運
- 2) 漁業
- 3) 砂利採取
- ・ 諸権利

II. 整備計画説明資料（大項目のみ）

1. 水面

2. 河川敷

3. 舟運

今後のスケジュール



これまで開催された会議等について

第2回環境・利用部会(平成15年3月27日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第12回	H14/2/5(火)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第13回	H14/3/14(木)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第14回	H14/4/5(金)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第15回	H14/5/27(月)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第16回	H14/6/24(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第17回	H14/7/31(水)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第18回	H14/9/24(火)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第19回	H14/10/29(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第20回	H14/12/13(金)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第21回	H15/1/29(水)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)				
		第21回	H15/1/29(水)				
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)

その他	設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会	H15/1/18(土)
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)		

環境・利用部会委員リスト

2003.3.27現在 (五十音順、敬称略)

氏名	所属検討班			対象分野	所属等	兼任状況
	自然環境	水質	利用			
1 有馬 忠雄				植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会
2 井上 良夫				地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会
3 江頭 進治				河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会 治水部会
4 川上 聡				地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 利水部会 住民参加部会
5 川端 善一郎				生態系	京大大学生態学研究センター 教授	琵琶湖部会
6 紀平 肇				動物	清風学園 講師	淀川部会
7 倉田 亨				農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会
8 小林 圭介				植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会
9 宗宮 功 (部会長)				水質(水質工学)	京都大学 名誉教授 龍谷大学 教授	琵琶湖部会
10 田中 真澄				地域の特性に詳しい委員(自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をめぐむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会 住民参加部会
11 田中 哲夫				漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	猪名川部会
12 谷田 一三				動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
13 寺川 庄蔵				地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会 利水部会
14 長田 芳和				動物	大阪教育大学教育学部 教授	淀川部会
15 中村 正久 (部会長代理)				水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16 西野 麻知子				動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会 治水部会
17 服部 保				植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	猪名川部会
18 原田 泰志				漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会
19 細川 ゆう子				地域の特性に詳しい委員(住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会 利水部会
20 横村 久子				地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会 利水部会
21 榎屋 正				地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会 治水部会 利水部会
22 松岡 正富				地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	琵琶湖部会
23 三田村 緒佐武				環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会 住民参加部会
24 矢野 洋				水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会
25 山村 恒年				法律(行政法・環境法)	弁護士・元神戸大学教授	住民参加部会
26 山本 範子				地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会 治水部会
27 吉田 正人				自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
28 鷺谷 いづみ				植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究所 教授	-
29 和田 英太郎				水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会
30 渡辺 賢二				水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会

注1:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。注2:所属検討班の はリーダー、 は副リーダーを示しています。

配布資料リスト

第1回環境・利用部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		K1-A
資料1	淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要(暫定版)	K1-B
資料2	テーマ別部会について	K1-C
資料2補足	環境・利用部会の今後の進め方(案)	K1-D
資料3-1	「淀川水系河川整備計画原案」の構成(案):河川管理者からの提供資料	K1-E
資料3-2-1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」質問の回答:河川管理者からの提供資料	K1-F
資料3-2-2	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」質問の回答(パワーポイント資料):河川管理者からの提供資料	K1-G
資料3-2-3	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」委員からの質問と回答:河川管理者からの提供資料	K1-H
資料3-3	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討にあたっての論点(案)について	K1-I
資料4	2月~6月の委員会、部会、運営会議の日程について	K1-J
参考資料1	河川総合計画に関するS E Aの事例分析(アメリカ):山村委員からの提供資料	K1-K

第2回環境・利用部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		K2-A
資料1	委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)	K2-B
資料2-1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討の論点について	K2-C
資料2-1補足	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討の論点について 参考資料(各委員からの論点等に関する意見)	K2-D
資料2-2	「提言(030117版)」と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の比較資料	K2-E
資料5	自治体説明・意見収集状況:河川管理者からの提供資料	K2-F
資料6	3月~6月の委員会、部会、運営会議の日程について	K2-G
参考資料1	委員および一般からのご意見	K2-H
参考資料3	環境・利用部会参考資料(ダムに関する環境影響評価書等)	K2-I

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.22の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodoriver.org>

E-mail k-kim@mri.co.jp

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所関西研究センター内



淀川水系流域委員会 環境・利用部会ニュース No.1-2

2003年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川河川事務所 / 琵琶湖河川事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川河川事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流河川事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。